

平成18年 9月26日 制 定（国空航第 530-2号・国空機第 661-2号）  
平成19年 6月22日 一部改正（国空航第 274-2号・国空機第 327-2号）  
平成21年 3月27日 一部改正（国空航第1046号・国空機第1207号）  
平成23年 6月30日 一部改正（国空総第 454号）  
平成26年 9月11日 一部改正（国官参事第 885号）  
平成28年 1月27日 一部改正（国官参事第1699号）  
令和 3年 8月 6日 一部改正（国官参事第 270号）  
令和 4年 3月29日 一部改正（国官参事第 826号）  
令和 4年 6月16日 一部改正（国官参航安第179号）

航 空 局 長

## 航空法第111条の4に基づく安全上の支障を及ぼす事態の報告について

### 1 目的

本件は、航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）第111条の4（第124条において準用する場合を含む。以下同じ。）及び航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号。以下「規則」という。）第221条の2に基づき本邦航空運送事業者及び航空機使用事業者が国土交通大臣に報告しなければならないこととされている、航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態について、その範囲、報告の方法等を示すものである。

### 2 報告

#### 2.1 報告すべき事態の範囲

法第111条の4に規定する「国土交通省令で定める航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態」については、規則第221条の2において、

- ① 法第76条第1項各号に掲げる事故（規則第221条の2第1号）
- ② 法第76条の2に規定する事態（重大インシデント、規則第221条の2第2号）
- ③ 航空機の航行中に発生した次に掲げる事態（規則第221条の2第3号）
  - イ 航空機の構造が損傷を受けた事態（当該航空機の修理が第5条の6の表に掲げる作業の区分のうちの大修理又は小修理に該当しない場合を除く。）
  - ロ 航空機に装備された安全上重要なシステムが正常に機能しない状態となった事態
  - ハ 非常用の装置又は救急用具が正常に機能しない状態となった事態
  - ニ 運用限界の超過又は予定された経路若しくは高度からの著しい逸脱が発生した事態
  - ホ イからニまでに掲げるもののほか、緊急の操作その他の航行の安全上緊急の措置を要した事態

- ④ ①から③に掲げるもののほか、航空機の構造の損傷、非常用の装置の故障、装備品等の誤った取付けその他の航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態（規則第221条の2第4号）

と定められている。このうち規則第221条の2第3号及び第4号に定める事態に該当するか否かを判断するに当たっては、「航空法第111条の4に基づく安全上の支障を及ぼす事態の報告要領細則」（平成26年9月11日付け、国官参事第886号）の内容を参考にすること。

ただし、報告すべき事態に該当するか否かについて疑義が生じた場合は、国土交通省航空局安全部航空安全推進室まで問い合わせること。

なお、訓練、試験等の目的で計画的に発生させた事態については、規則第221条の2第3号又は第4号に該当する場合であっても、当該事態が計画の範囲を超えない限り、報告の対象とはしない。

## 2.2 報告の方法及び報告先

本邦航空運送事業者及び航空機使用事業者は、報告対象となるすべての事態の報告を航空安全監視システム（以下「ASICSSシステム」という。URL：<https://asicss2.cab.mlit.go.jp/>）にインターネットを通じて接続することにより、次に掲げる報告先あてを行うこと。なお、ASICSSシステムによる報告を行うためのユーザー登録その他の必要な手続き等については別に定める。

ただし、ASICSSシステムによる報告が困難な場合等にあつては、次に掲げる報告先に電子メールにより報告を行ってもよい。

- (1) 特定本邦航空運送事業者の報告先  
国土交通省航空局安全部航空安全推進室  
(電子メール) [hqt-cab-atsu-safety@gxb.mlit.go.jp](mailto:hqt-cab-atsu-safety@gxb.mlit.go.jp)
- (2) 特定本邦航空運送事業者以外の事業者の報告先  
東京航空局保安部運航課  
(電子メール) [cab-tokyo.rep@mlit.go.jp](mailto:cab-tokyo.rep@mlit.go.jp)  
大阪航空局保安部運航課  
(電子メール) [cab-osaka.rep@mlit.go.jp](mailto:cab-osaka.rep@mlit.go.jp)

## 2.3 報告の時期

規則第221条の3の規定により、規則第221条の2に掲げる事態が発生した場合には、遅滞なく国土交通大臣に報告しなければならないこととされている。

特に、法第76条第1項各号に掲げる事故（規則第221条の2第1号）又は法第76条の2に規定する事態（重大インシデント、規則第221条の2第2号）に該当する場合には、発生後できる限り速やかに報告すること。

また、規則第221条の2第3号又は第4号に該当する事態が発生した場合にあつても、原則として発生日から起算して遅くとも3日以内（行政機関の休日を除く。以下同じ。）に報告すること。ただし、整備中（装備品整備中を除く。）に発見されたものについては発見した

日から起算して7日以内、装備品整備中に発見されたものについては発見した日から起算して14日以内に報告すること。

なお、原因等の調査又は再発防止対策等の検討が終了したら、その都度当該項目を追加して速やかに報告すること。

#### 2.4 報告の様式

ASICSSシステムによる報告を行う場合には、当該システムに接続した際のウェブ画面上の報告様式に従って記載することとし、電子メールにより報告する場合には「航空法第111条の4に基づく安全上の支障を及ぼす事態の報告要領細則」（平成26年9月11日付け、国官参事第886号）に定める報告様式により報告すること。

附 則（平成18年9月26日）

本指針は、平成18年10月1日から適用する。

附 則（平成19年6月22日）

本指針は、平成19年7月1日から適用する。

附 則（平成21年3月27日）

本指針は、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成23年6月30日）

本指針は、平成23年7月1日から適用する。

附 則（平成26年9月11日）

本指針は、平成26年10月1日から適用する。

附 則（平成28年1月27日）

本指針は、平成28年2月1日から適用する。

附 則（令和3年8月6日）

本指針は、令和3年8月23日から適用する。

附 則（令和4年3月29日）

本指針は、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和4年6月16日）

本指針は、令和4年6月18日から適用する。